

三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針について

令和元年 10 月 3 日に実施した臨時教育委員会において、「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針（案）」について審議を行い、実施方針として議決しました。

この実施方針は、8 月 22 日に学校再編検討会議から出された「三木市の学校再編について」の提言書を参酌し、教育委員会で協議を重ね、9 月 26 日に実施した総合教育会議の協議を経て、三木市教育委員会が策定したものです。

1 実施方針の内容

- 第 1 章 学校規模・学校配置の現状と課題
- 第 2 章 国の学校規模・学校配置の基本的な考え方
- 第 3 章 三木市における学校規模・学校配置の考え方
- 第 4 章 小中一貫教育の導入及び推進

2 喫緊の課題への対応について（第 3 章から）

- (1) 志染中学校は、令和 3 年度に緑が丘中学校と統合する。
- (2) 星陽中学校の「細川地区」は、令和 4 年度に三木中学校と統合する。
星陽中学校の「口吉川地区」は、令和 4 年度の統合に向け、統合校を決定する。
統合校については、学校再編検討会議の提言を待つこととする。
- (3) 吉川の 4 小学校は、みなぎ台小学校に集約し、中吉川小学校、上吉川小学校、みなぎ台小学校は、令和 3 年度に統合する。
東吉川小学校は、学校の存続を望む意見が多く寄せられたことから、保護者や地域の方のご意見をお聴きしながら、令和 4 年度以降のできるだけ早い時期に統合する。

3 小中一貫教育を行う学校への再編について（第 4 章から）

- (1) これまでの三木市の「小中連携教育」の実践を基盤としながら、9 年間を見通した「めざす子どもの姿」を小・中学校で共有する「小中一貫教育」の研究を推進していく。
- (2) 国は、小中一貫教育を行う学校の規模について、18 学級以上 27 学級以下（各学年 2 学級から 3 学級程度）を標準としており、三木市においてもこの学校規模をめざす。
- (3) 三木市では、同じ敷地内に小学校と中学校の施設を設置する「施設一体型」の小中一貫教育をめざす。
- (4) 三木市における各学校区の子どもの人口の推移を見据え、小中一貫教育を行う学校への再編計画を作成する必要がある。

※ 詳細は、別紙「実施方針」のとおりです。

問い合わせ 三木市教育委員会教育振興部学校教育課学校再編担当

電話 0794-82-2000（内線 3523、3533、3514）